平成２３年（フ）第１７８８号
大阪府柏原市太平寺２丁目13番６号、前住所大阪府柏原市大県４丁目659番地の２
債務者　山田　一証
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
堺市東区西野288番地　プラザ北野田208
債務者　清水　　保
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
堺市北区南花田町565－１－206号、住民票上の住所堺市北区船堂町２丁７番８号、前住所堺市北区新金岡町５丁３番421号
債務者　井上　由季
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
大阪府柏原市玉手町４番43号
債務者　宮崎トシ子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
堺市堺区北庄町３－３－８―407、住民票上の住所堺市北区東三国ヶ丘町３丁４番８―901号、前住所堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番３―506号
債務者　岩下　吉美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
堺市堺区南旅篭町東１丁２番18―511号、前住所堺市西区浜寺船尾町西２丁273番地
債務者　戸上鮮魚店こと　戸上　啓三
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
堺市堺区南旅篭町東１丁２番18―511号、前住所堺市西区浜寺諏訪森町西２丁114番地諏訪森団地２棟809号
債務者　戸上　博進
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
堺市北区百舌鳥西之町３丁623番地　ドミール横田302号、前住所大阪市旭区大宮３丁目14番13号　グランソシエ大宮102号
債務者　三谷　竜二
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番18号
債務者　田坂はるみ
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
堺市南区鴨谷台３丁２番６―301号
債務者　吉岡　貴康
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
堺市美原区多治井86番地１　レオネクスト美原野元103号、前住所堺市堺区南清水町３丁６番11―201号
債務者　松原小百合
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
堺市堺区七条通２番14号
債務者　佐山　　猛
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
大阪府藤井寺市沢田３丁目３番18号
債務者　田中　康裕
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
兵庫県加古川市加古川町美乃利604番地の３
債務者　中松　徳子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７８号
兵庫県姫路市砥堀390－１　ローズコート砥堀203号、住民票上の住所神戸市東灘区森北町７丁目21番20号
債務者　堀　　圭助
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０１号
兵庫県西脇市黒田庄町黒田1600番地の４　市営住宅202号
債務者　近藤　洋樹
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで神戸地方裁判所社支部